各 位

平成　　年　　月　　日

総務部　　ΟООΟ

（XX/○○）に関する就業規則の{改定/追加規定}について

『XX/○○』に関する就業規則の改定が下記のとおり決定されましたので、お知らせします。改定実施は平成Ο年Ο月Ο日からとなりますので、周知徹底ください。

記

１．改定条項 第２章　第5条　3項　（通勤費支給額）

２．改定内容

改定前

通勤距離が片道　10Ｋｍ未満　　 　月額　 3,500円

通勤距離が片道　15～20Ｋｍ未満　 月額　 6,000円

通勤距離が片道　20～30Ｋｍ未満　月額　 10,000円

通勤距離が片道　30Ｋｍ以上　　　月額　 20,000円

改定後

通勤距離が片道　10Ｋｍ未満　　 　月額　 4,000円

通勤距離が片道　15～20Ｋｍ未満　 月額　 7,000円

通勤距離が片道　20～30Ｋｍ未満　月額　 12,000円

通勤距離が片道　30Ｋｍ以上　　　月額　 20,000円

３．発効時期 平成Ο年Ο月Ο日